

長野県告示第148号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

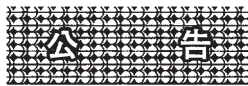
その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県土尻川砂防事務所及び長野市役所に備え置きます。

令和2年3月26日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
道祖神	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	長野市	信州新町竹房	塩川	97番11	1号及び2号
		〃	〃	道祖神	745番	3号
		〃	〃	〃	740番1	4号及び5号
		〃	〃	〃	737番	6号及び7号
		〃	〃	〃	734番1	8号
		〃	〃	〃	734番5	9号
		〃	〃	〃	735番9	10号
		〃	〃	〃	750番1	11号

砂防課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和2年3月26日

長野県知事 阿部守一

- 落札に係る役務
令和2年度長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県企画振興部情報政策課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 落札者を決定した日
令和2年3月4日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名称
NECフィールドディング株式会社北関東支社長野支店
(2) 所在地
長野市南石堂町1293番地
- 落札金額
41,395,200円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
令和2年1月23日

情報政策課

公告

令和2年3月19日、茅野市滝之湯堰土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年3月26日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

令和2年3月19日、上中堰土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年3月26日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和2年3月26日

長野県知事 阿部守一

- 落札に係る物品等の名称及び数量
電子納品対応システム機器等 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県建設部建設政策課技術管理室
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 落札者を決定した日
令和2年3月6日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 富士通リース株式会社長野支店
(2) 所在地 長野市大字鶴賀緑町1415
- 落札金額

36,811,071円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和2年2月17日

建設政策課技術管理室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和2年3月26日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 1 許可番号
令和元年12月3日 長野県佐久建設事務所指令元佐建第64-7号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字矢ヶ崎山1016-836
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区六番町1-7 Ohmae@workビル 601
大前 研一

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和2年3月26日

長野県大町建設事務所長 木下 昌明

- 1 (1) 許可番号
令和元年6月28日 長野県大町建設事務所指令元大建第30-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北安曇郡白馬村大字北城字クネ5541-4の内、5571-1、5571-2、字三ツ田5574-1、大字北城27011-9の内（第2工区）
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北安曇郡白馬村北城6329-1
株式会社スノーピーク白馬 代表取締役 山井 太
- 2 (1) 許可番号
令和元年6月28日 長野県大町建設事務所指令元大建第30-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北安曇郡白馬村大字北城字クネ5490の内、5492の内、字北原田5580の内（第3工区）
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北安曇郡白馬村北城6329-1
株式会社スノーピーク白馬 代表取締役 山井 太

都市・まちづくり課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

令和2年3月26日

長野県公安委員会

- 1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（2級）	令和2年7月4日（土）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

- 2 検定の方法

学科試験及び実技試験

- 3 試験の区分及び科目

区分	科目
学科試験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 車両等の誘導に関すること。 (4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	(1) 車両等の誘導に関すること。 (2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

（注） 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

- 4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

- 5 受検定員

30名

- 6 受検の手続

- (1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ロ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和2年5月7日（木）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

- (2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、令和2年6月5日（金）まで（土曜日、日曜日

及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（14,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年3月26日

長野県警察本部長 伊藤 泰 充

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品及び予定数量

ア 車両用交通信号灯器	1,027灯
イ 歩行者用交通信号灯器	928灯
ウ 車両用矢印信号灯器	80灯

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所

長野県警察本部が指定する場所

(5) 入札方法

(1)の調達物品ごとの単価について行います（複数単価契約）。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て

た額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「物件の買入れ」の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 調達する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売の実績を有する者であること。

(6) 日本国内において調達物品の技術検査を行う設備を準備することができ、長野県警察本部係官の立会検査に応じられる者であること。

(7) 調達物品に係るアフターサービス等を長期にわたり円滑に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026(235)7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県警察本部警務部会計課施設室

電話 026 (233) 0110 内線 2234

5 仕様書及び材料承認に関する問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県警察本部交通部交通規制課安全施設係

電話 026 (233) 0110 内線 5201

6 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年5月13日(水) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和2年5月12日(火) 午後5時

イ 提出場所 〒380-8510 (警察本部専用郵便番号)

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県警察本部警務部会計課施設室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和2年5月11日(月)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

調達物品の全ての品目の単価が予定価格の制限の範囲内であって、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の者を落札者として決定します。

7 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

a Traffic signal lamp for car - 1,027

b Traffic signal lamp for person - 928

c Traffic arrow signal lamp for car - 80

(2) Contract period:

From the conclusion date of the contract through

March 31, 2021

(3) Contact place for information about the tender;

description/conditions/and other inquiries:

Facilities office, Finance Division, Police

Administration Department,

Nagano Prefectural Police Headquarters,

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City

Tel. 026-233-0110 Ext. 2234

(4) Time and place for the tender and bid opening:

Time:1:30p.m. May 13, 2020

Place:Bidroom, Nagano Prefectural government west

annex

(5) Time limit for the tender by mail and the delivery

location

Time:5:00p.m. May 12, 2020

To:Facilities office, Finance Division, Police

Administration Department,

Nagano Prefectural Police Headquarters

380-8510 (Exclusive postal code for Nagano

Prefectural Police Headquarters)

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City

会計課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事及び長野県教育委員会から、平成31年3月14日付けで包括外部監査人山中崇氏から提出のあった平成30年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

令和2年3月26日

長野県監査委員 田口敏子
 同 西沢利雄
 同 青木孝子
 同 宮本衡司

- 1 監査の対象となった事件名
 公の施設（文教施設）の管理について
- 2 措置の内容等

事項	区分	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
I. 文教施設の管理運営			
【県立歴史館】 業務滞りの解消及び専門職員等確保の必要性	意見	県立歴史館が果たすべき3つの機能のうち、埋蔵文化財センター的機能に関しては、館蔵木製品の保存処理、保存に係るデータ処理をできる限り早期に行う必要があること、記録保存調査資料のうち写真は早急にデジタル化を行う必要があること、バックヤード探検について、希望校受入率が減少していること、巡回展の実施会場数の減少、また、公文書館機能に関連する業務に関しては、歴史的行政資料のデジタル化を早急に行う必要があること、移管された行政文書の簿冊確認、補修等を行う必要があることなど、業務の滞りが認められる。歴史館の職員配置は平成26年度に5名の人員減があった後、横ばいの状況が続き、平成29年度には2名の人員増となったものの、業務の滞りの解消は進んでいない。歴史館に求められる役割を適時に果たしていくために、専門人材の採用・育成を計画的に行っていくとともに、専門性が必要とされない業務に関しては業務委託などのアウトソーシングも検討し、業務の滞りを解消していく必要がある。	「埋蔵文化財センター的機能」は、現在、収蔵庫を占めている土器等の遺物を順次市町村に移管できるよう調整しています。これにより収蔵庫に余裕を作り、木製品の保存処理等の作業を進めていけるよう取り組んでまいります。 記録保存調査資料のデジタル化については、平成29年度から予算措置を行い進めており、今後も計画的に継続して進めて参ります。 歴史館の職員配置については、平成29年度に策定した文化財専門員の採用計画に基づいて今後も採用を進めてまいります。 専門性が必要とされない業務は、アウトソーシングを検討してまいります。
【県立歴史館】 中期目標の総括及び事業・運営状況の周知	意見	中期目標及び中期ビジョンを基に、年度ごとに活動計画（目標）を策定し事業評価（自己評価、協議会評価）を行っており、各年度の評価結果及び次年度の計画についてはホームページに公開されているが、中期目標又は中期ビジョンはホームページに公開されておらず、また、平成22年から平成26年度を目標期間とする中期目標の終了時に当該目標期間を総括する評価が行われていない。現段階では、平成29年度から31年度を目標期間とする新たな中期ビジョンが策定されており、前中期目標期間終了から3年を経過しているため、現時点で改めて前中期目標期間の総括的な評価を行う意味はないが、現在の中期ビジョンの終了時には総括的な分析・評価を行い、その結果を次の中期ビジョンの策定に活かしていくことが必要である。また、各年度の評価は、事業結果の詳細を取りまとめた「年報」に関連付けて整理されているため、この「年報」と併せ分かりやすい形で公表し、歴史館の事業・運営状況を広く県民に周知することが必要である。	現在の中期ビジョンの終了時には、総括的な分析・評価を行い、その結果をホームページなどにより年報と併せて公表してまいります。また、この結果を次の中期ビジョンの策定に活かしていくよう取り組んでまいります。

II. 固定資産台帳の整備状況及び活用に関する意見

<p>【固定資産台帳の整備状況】 固定資産台帳の記載項目における「追加項目」の整備について</p>	意見	<p>総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では固定資産台帳記載項目として①基本項目、②追加項目を定めている。追加項目については、公共施設マネジメント等に活用するための項目を追加項目としており、今後の固定資産台帳の活用を考慮すると重要な情報になってくることが想定される。県も総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に従った記載項目を定め、固定資産台帳を作成している。しかし、現状では②追加項目は欄があるだけで情報の整備が未了の状況である。固定資産台帳整備の目的のひとつとして「公共施設の維持、更新に係る計画策定に活用」が掲げられており、今後情報の充実を図り公共施設マネジメントに活用すべきである。また、情報収集には各部署への情報請求やヒアリング等を伴う可能性も想定され、一定程度の時間が必要となるため、情報収集のスケジュールを策定し計画的に情報を整備することが必要であると考ええる。</p>	<p>公共施設マネジメントに必要となる追加項目の整備を検討していきます。</p>
<p>【固定資産台帳の整備状況】 固定資産台帳整備の適時性について</p>	意見	<p>長野県では、総務省より示された「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に基づき、固定資産台帳の整備に着手し、平成28年度末の固定資産台帳が平成30年3月に整備された。平成29年度以降も年度終了後1年間をかけて当該年度の固定資産台帳を整備する方針であるが、このような県の現状の年度末固定資産台帳整備スケジュールでは、財務書類の補助簿としての固定資産台帳は適時に作成されず、行政評価を適時に実施することも予算編成に活用することもできていない。固定資産台帳を今後活用し、資産の適切な管理やセグメント分析を適時に行っていくためには、固定資産台帳の整備も適時に完了する必要がある、そのため、固定資産台帳作成の体制整備や、固定資産台帳作成の効率化を検討する必要がある。適時な固定資産台帳の作成は固定資産台帳整備の目的の一つである行政評価や予算編成に資することから、将来的には日々仕訳による固定資産台帳登録の採用について検討することが望ましい。</p>	<p>日々仕訳の採用については、システムの大規模改修が必要なことから引き続き検討していきます。なお、令和元年から、支出伝票起票時に固定資産情報を入力することで、期末の台帳整備の効率化を図っています。</p>
<p>【固定資産台帳の整備状況】 固定資産台帳の公表について</p>	意見	<p>「統一的な基準による地方公会計マニュアル」において、他団体との比較可能性を確保すること、民間事業者によるPPP/PFI事業への参入促進等の観点から、固定資産台帳については、公表を前提とすることとされているが、現在、県では、固定資産台帳の整備は完了しているものの、公表には至っていない。これは、固定資産台帳上の全てのデータのうち、公表すべき情報の検討に時間を要しているためである。このような理由もあり、固定資産台帳を公表している自治体は少数で、また、資産区分ごとの取得価額を公表するにとどまる自治体もあり、公表内容にばらつきがあるのが現状である。このような状況ではあるものの、固定資産台帳を公表することで民間事業者によるPPP/PFIに関する積極的な提案を促進することや、未利用資産や売却可能な資産を明示することで民間事業者による買収を促進することで、公有資産の有効利用を図ることができる等の利点があることから、早期の公表に向けて、固定資産台帳の公表の目的を明確化し、目的に応じた情報を公表するよう検討することが望ましい。</p>	<p>平成29年度末時点の固定資産台帳を令和元年5月に県ホームページで公表しました。今後も毎年度更新した固定資産台帳を公表していきます。</p>

<p>【固定資産台帳の整備状況】 固定資産台帳の情報の活用について</p>	<p>意見</p>	<p>固定資産台帳作成の目的として、総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、施設別・事業別等のセグメント別の財務情報を示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげることを掲げているものの、現在、県では、固定資産台帳の情報を利用したこれらの分析は実施していない。固定資産台帳を活用した事例として総務省より「財務書類等のその他の活用事例」が例示されており、当該事例を参考に固定資産台帳の活用を進めることが望ましい。</p>	<p>令和元年度から、固定資産台帳の情報を基に施設別のフルコストを算出し、公の施設の使用料改定に活用する取組を試行しました。</p>
<p>【固定資産台帳の整備状況】 固定資産台帳と公有財産台帳等の一元化</p>	<p>意見</p>	<p>県の各施設では、公有財産台帳を作成し、それに基づき資産管理をしており、現行制度における各種台帳については、その目的や構造等において固定資産台帳と相違点も多いものの、将来的には一体的な管理を行えることが効率的な資産管理という観点からも望ましいため、既存の各種台帳から可能な限りデータを取得した上で、将来的な一元化を見据えた固定資産台帳として整備することを検討することが望ましい。また、有形固定資産のうち物品（総排気量11以上の自動車を除く）及び無形固定資産について、200万円未満のものについては固定資産台帳の登録対象外としている現在の県の基準では、保有している資産のうちごく一部しか固定資産台帳に登録されず、固定資産台帳の目的の一つである資産管理が十分に達成できるのか懸念が生じる。公有財産台帳や備品台帳等と一元化することで結果として固定資産台帳に登録される資産の範囲が広がり、固定資産台帳の目的の一つである資産管理目的が達成できることから一元化を見据えた固定資産台帳として整備することを検討することが望ましい。</p>	<p>固定資産台帳と公有財産台帳等の一元化には、登録する情報の統一化作業やシステムの大規模改修も必要なことから、他団体の事例も参考にしながら引き続き検討していきます。</p>
<p>【固定資産台帳の活用】 「受益者負担の適正化」観点からの使用料等の見直しについて</p>	<p>意見</p>	<p>公の施設の使用料等が運営コストを下回る場合、その不足分について県民全体からの公費（税金）で賄う形となり、公の施設を利用しない県民にもそのコストを負担してもらう結果となっているため、公平性の観点からは、受益者には「応分の」使用料等の負担を求める「受益者負担の適正化」の観点に基づいた使用料等を設定することが望ましい。現行の県の公の施設の使用料等については、近傍類似施設との比較により見直し及び決定されているが、近傍類似施設との比較だけでは公平性を確保しているとは言い難く、各施設の実際のフルコストを基礎として受益者の応分の負担額＝使用料等を決定することが望まれる。使用料検討の過程において、フルコストを基礎とした、あるべき受益者負担額をまずは把握し、検討過程における重要な参考情報として活用していくことを検討すべきである。</p>	<p>令和元年度から、固定資産台帳の情報を基に施設別のフルコストを算出し、公の施設の使用料改定に活用する取組を試行しました。</p>
<p>【固定資産台帳の活用】 「受益者負担の適正化」観点からの減免制度の見直しについて</p>	<p>意見</p>	<p>今回対象とした公の施設では、いずれの施設においても、対象団体等について、「減免」が実施されているものの、施設ごとに減免の考え方やその減免額（率）にバラツキが生じている。また、条例により各施設に委ねられている部分も多く、減免制度の存在及び減免額の見直しも定期的には行われていない。施設の使用料と減免制度は密接な関係にあり、「受益者負担の適正化」を達成する上で、「減免制度」についても使用料の見直しと一体的、かつ、定期的に見直されていくことが望ましい。見直しにおいて、「受益者負担の適正化」の趣旨を踏まえた、統一かつ客観的な基準を設けることも有用である。</p>	<p>施設ごとの減免制度について、必要があれば見直しを検討していきます。</p>

<p>【固定資産台帳の活用】 施設別「フルコスト」情報の活用と開示について</p>	意見	<p>収支予算ベースの資料のみでは、各施設に要する間接的な人件費や減価償却費といったコストが見え難いという欠点がある。各施設の「フルコスト」情報を把握することは、「受益者負担の適正化」の観点から使用料等の見直しに資するほか、施設の運営管理上有用であり、これを活用できるよう、積極的に外部へ開示していくことが望ましい。</p>	<p>施設ごとのフルコスト情報の公表については、引き続き検討していきます。</p>
<p>Ⅲ. ファシリティマネジメントに関する意見</p>			
<p>【ファシリティマネジメント】 ファシリティマネジメントの取り組みにおける総合的な視野の必要性</p>	意見	<p>ファシリティマネジメントは、一般的に、「企業、団体等が、組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」として定義される。県では平成29年3月に「長野県ファシリティマネジメント基本計画」を策定し、戦略的な取り組みが見られるが、取り組み領域は明確ではなく、全庁的な組織経営に与える効果という面では目的の設定も不十分である。ファシリティマネジメントの取り組みを、「総合的な視野」という点で見直す必要がある。今後は、ファシリティマネジメントの担当部局に全庁的な情報を集約するとともに、ファシリティマネジメントの目的を、県に求められる行政サービスの遂行に資する取り組みとして再検討し、対象領域を、目的に沿って再考して、「総合的な視野」から遂行することが望ましい。</p>	<p>県有財産の取得や処分等については、ファシリティマネジメント推進会議での協議などにより、経営的な視点をもって全庁的・総合的に推進します。</p>
<p>【ファシリティマネジメント】 ファシリティマネジメントの取組体制及び人員配置の見直し</p>	意見	<p>県では、ファシリティマネジメントの推進体制として「FM推進会議」、「プロジェクトチーム」、「ワーキンググループ」を配置し、全庁的に取り組んでいるが、現状は、縦割り組織の影響が大きく、ファシリティマネジメントの視点で組織横断的な施策を立案し実行することは容易ではないと考えられる。ファシリティマネジメントの視点では、組織横断的な課題抽出や対応策の立案をプロジェクトチームが行い、予算の決定はファシリティマネジメントの担当部局が関与することが望ましい。また、一般的に、ファシリティマネジメントに取り組む部門には、「管財・営繕の機能」、「財政の機能」、「企画・行政の機能」、という3つの機能が必要である。現在県が推進しているファシリティマネジメントでは、特に「管財・営繕」に重きを置いているが、今後は、「財政の機能」、「企画・行政の機能」の考え方も踏まえて、ファシリティマネジメントに取り組む部門の位置づけを再考し、組織体制の整備や職員の配置を見直すべきであり、その際には、財産活用課におけるマネジメント機能の向上や人材の登用、財産活用課と施設所管課の担当業務の見直し、予算付けを戦略的に行える仕組みの構築に留意することが望ましい。</p>	<p>財産管理、営繕、予算等に関係する課の連携を一層強化し、担当業務の見直しや予算付けを戦略的に行う仕組みの構築を検討します。</p>
<p>【ファシリティマネジメント】 一元化情報データベースの実践的運用の重要性</p>	意見	<p>効果的なファシリティマネジメントの遂行には客観的な情報として各種データの利用が必須であり、PDCAを通じた持続的な改善を統括するうえでもデータの収集・蓄積・利用は基本となる。県では既に「財産情報システム」の整備を進めており、県有財産について、利用状況や保全に関する情報をデータベース化として一元化及び共有化し、効率的な利用を目指している。既にシステムは活用されているものの活用方法や効果は限定的である。今後、可能な限り早期に、明確な運用方針を策定するとともに、実際の活用を通してデータの蓄積・更新・改善、データ項目の追加・検討などを繰り返し、参照する価値が高いデータとして改良・更新していくことが望まれる。また、一元化情報システムを戦略的なファシリティマネジメントを展開する上での基盤として、実際に運用し、効果的に庁内の具体的な意思決定に活用していくためには、現状のファシリティマネジメント推進における様々な取り組みとの連携を図るなどの工夫が必要である。</p>	<p>OR1予算において財産管理システムの点検・改修データベースを改善し、点検結果や修繕等の記録としてデータを蓄積・更新・改善を行いながら、長寿命化対策などに活用します。</p>

<p>【ファシリティマネジメント】 施設管理者とファシリティマネジメント担当部局における責任領域の再考</p>	<p>意見</p>	<p>指定管理者による業務の中心は施設の管理運営であり、特に文化施設については、民間事業者のノウハウを生かして、利用者のニーズに柔軟な発想で対応する質の高いサービス提供が求められている。一方で、指定管理者の日常的な管理業務として、日常管理・清掃、設備等を含めた法定点検、小規模な修繕などの維持管理に係る業務も実施している。ファシリティマネジメントの視点で施設の維持管理のあり方を考えた場合、各施設の維持管理にも長期的な視野や品質面に関わる戦略を定期的に織り込む工夫も必要と考えられ、ファシリティマネジメントの担当部局が方向性を示してマネジメントをすることで、施設の価値が向上し、より効果的で魅力的な行政サービスを持続することに繋がると同時に、指定管理者側は本来の責任領域である管理運営業務に集中することができ、より効果的な事業展開が可能となり、官民両者にメリットをもたらすことに繋がるとも考えられる。このように、指定管理者等の施設管理者と県のファシリティマネジメント担当部局との責任分担を再考し、効率的に行政サービスの品質を継続できる工夫を凝らす必要がある。</p>	<p>指定管理者が本来の業務に集中できるようにするため、ファシリティマネジメント担当部局は、効率的な施設管理に繋がる情報の収集を進めます。</p>
<p>【ファシリティマネジメント】 ファシリティマネジメントの遂行における新技術の導入の可能性</p>	<p>意見</p>	<p>ファシリティマネジメントの推進においては、ファシリティマネジメントの本質に立ち返り、施設の内部及び外部環境に対する総合的なマネジメントの取り組みとして、RPA・AI等の活用など、新技術の導入を検討する視点を常に持ち、持続的かつ効果的な行政サービスの提供を目指すことが重要である。</p>	<p>ファシリティマネジメントを推進するにあたり、費用対効果を検証し、優れた先進技術の導入を検討します。</p>

監査委員事務局